

岐阜清流病院訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人清光会が開設する岐阜清流病院訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治の医師が必要を認めた高齢者等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たっては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の居宅サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 岐阜清流病院訪問看護ステーション
- ② 所在地 岐阜市川部3丁目25番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者：看護師：1名 （常勤職員 看護師長）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

② 看護職員：常勤換算方法で、2.5名以上

看護職員は、主治医の指示書と居宅（介護予防）サービス計画に沿って訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供にあたる。

③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：事業所の実情に応じた適当数

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、看護職員と共に主治医の指示書と居宅（介護予防）サービス計画に沿って訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供にあたる。

④ 事務職員 1名

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、土曜日午後、祝日、年末年始（12/30午後～1/3）を除く。

② 営業時間 平日 8：30～17：00 土曜日 8：30～12：30 までとする。

③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容）

第6条 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 栄養および排泄等日常生活の援助
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の援助
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであると

きは、厚生労働大臣の定める基準の利用者負担割合の額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣の定める額によるものとする。

- 2 訪問看護に要した交通費及び死後の処置料、営業日以外に訪問看護を行った場合等その他利用料として、別表の額を徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、本巣市（金原・根尾を除く）、瑞穂市及び本巣郡北方町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第9条 看護職員等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（苦情処理）

第10条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し必要な措置を講じ、利用者及び家族に説明する。苦情処理の内容を記録し、職員に周知するとともに再発防止に役立てる。

苦情相談窓口 岐阜清流病院訪問看護ステーション 管理者

連絡先 (058) 239-8507

利用時間 平日 8:30~17:00 土曜日 8:30~12:30

利用者及びその家族は、第三者機関に苦情を申し出ることもできる。

- ・岐阜市役所 介護保険課 (058) 265-4141
- ・国民健康保険団体連合会介護保険課苦情相談係 (058) 275-9826
- ・もとす広域連合 介護保険課 (058) 320-2266

- 2 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村や岐阜

県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告する。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

①採用時研修

②継続研修 年2回(その他必要と認めたときは随時参加する)

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人清光会と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

(記録の整備)

第12条 事業所は、指定訪問看護(指定介護予防訪問看護)に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

<別表>

その他利用料

交通費（医療保険のみ）	1 訪問につき	250 円＋税
交通費（通常の実施地域を越えた地点から）	1 k mあたり	15 円＋税
営業日以外(土曜日午後・日曜日・祝日・年末年始)	1 訪問につき	2,000 円
長時間(90 分を超える訪問)	1 訪問につき	3,000 円
週 3 日を越える訪問（回数制限のある方のみ）	1 訪問につき	8,500 円
エンゼルケア		10,000 円＋税
衛生材料等必要な場合		実費

岐阜清流病院訪問看護ステーション